

令和6年1月15日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井 康之
(公印省略)

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(周知依頼)

今般、令和6年能登半島地震に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局より示されましたので、貴会会員医療機関への周知方ご協力をお願い申し上げます。

記

- (1) 対象者の要件に該当する患者さんについて、令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等支払いが猶予されます。取扱いの期間は、状況によって延長する可能性があります。
- (2) 医療機関においては、一部負担金等支払い猶予の対象者が受診された場合には、被保険者証等により、住所が災害救助法の適用市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録する必要があります。
- (3) 被保険者証等が提示できない場合には、①被用者保険の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先、②国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者については氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）を診療録等に記録しておく必要があります。
- (4) 一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めた10割を審査支払機関等へ請求することとなります。
- (5) 入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要があります。
- (6) 請求の具体的な手続きにつきましては、平成25年1月24日付「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」に準じます。
- (7) 現在、一部負担金等の支払い猶予は、国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合の他、被用者保険の全国健康保険協会及び健康保険組合、国民健康保険組合が対象となっておりますが、今後、対象となる市町村や健康保険組合等については、更新していく予定とされています。

なお、関連文書は、大阪府医師会のホームページに掲載いたします。

「令和6年能登半島地震」で被災された方への 診療の際は下記の点にご留意ください。

(被災地以外の医療機関・薬局も同様です)

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

【対象者】

被災により、保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方

【医療機関・薬局の対応】

窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

①氏名、②生年月日、③連絡先(電話番号等)、④加入している医療保険者(※)

(※)被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

2. 以下に該当する場合、診療等に係る窓口での 一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

【特例の期間】

令和6年4月末まで

【対象者】(1)・(2)の両方に該当する患者の方

(1) 「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方 で、次のいずれか保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保
- ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合

(※) 具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページで確認できます。

厚生労働省HP「政策について」>「分野別の政策一覧」>「他分野の取り組み」>「災害」>
「石川県能登地方を震源とする地震について」>「「令和6年能登半島地震」で被災された方々
の医療機関等での窓口での支払いは不要です」



(2) 次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
(※) 罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨

【医療機関・薬局の対応】

- ・ 窓口で申し立てがあった場合には、一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません。
- ・ 保険請求(レセプト請求)の際は、一部負担金等の額も含めた全額を請求してください。